

会 議 録

名 称 令和5年度第3回 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
日 時 令和5年10月27日(金) 午前10時00分～午前11時50分
場 所 世田谷区役所 第1庁舎地下1階 1・B・1会議室
出席委員 山田健太 斉木秀憲 高山梢 山辺直義 旦尾衛 朝倉宏美 中村重美 小島昭男
説明員等 総務部区政情報課長 松見径
地域行政部マイナンバー担当課長 住谷純子
地域行政部住民記録・戸籍課長 志賀孝子
財務部課税課長 北はやと
高齢福祉部介護保険課長 谷澤真一郎
保健福祉政策部国保・年金課長 箕田裕子
事務局 総務部長 池田豊 総務部区政情報課長 松見径
DX推進担当部DX推進担当課長 齊藤真徳
DX推進担当課DX推進担当係長 服部英樹
区政情報課区政情報係長 中田周吾
区政情報課区政情報係 立石雄太 吉村航平 西條真規

会議次第

(1) 審議事項

標準準拠システム移行に伴う特定個人情報保護評価の再実施について

ア諮問第1005号

特定個人情報保護評価における第三者点検について(住民基本台帳事務)

イ諮問第1006号

特定個人情報保護評価における第三者点検について(特別区民税事務)

ウ諮問第1007号

特定個人情報保護評価における第三者点検について(介護保険事務)

国保情報集約システムのクラウド移行に伴う特定個人情報保護評価の再実施について

・諮問第1008号

特定個人情報保護評価における第三者点検について(国民健康保険事務)

(2) 報告事項

報告第361号

住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバー制度のセキュリティ対策の実施状況等について

報告第362号

個人情報を取り扱う業務の審査の状況について（令和5年4月2日から同年8月31日までの審査分）

1. 開 会

会長 定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第3回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日の出席委員などにつきまして事務局から事務連絡をお願いいたします。

区政情報課長 本日も皆様、審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、土田委員、上田委員、藤原委員、大重委員から御欠席の連絡をいただいておりますけれども、現在過半数の方の出席がございますので、審議会条例に基づき、会が成立していることを御報告申し上げます。

会長 ありがとうございます。

それでは、早速前回の会議録の確認からさせていただきたいと思います。事前にお送りしております、皆様方、既にお目通しいただいているものと存じますが、この内容でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。よろしければ、令和5年度第2回審議会の会議録はこのとおり決定いたします。

続きまして、傍聴の有無につきまして事務局いかがでしょうか。

区政情報課長 本日は傍聴希望者はおりません。

2. 議 事

(1) 審議事項

会長 では、早速審議に入りたいと存じます。本日は諮問事項が4件と聴いております。

標準準拠システム移行に伴う特定個人情報保護評価の再実施について

ア 諮問第1005号

会長 まず、諮問第1005号について、事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それではまず、本日の次第を御覧いただければと存じます。特定個人情報保護評価における第三者点検の案件が4件ございます。このうち、諮問第1005号から第1007号の3件については、いずれも標準準拠システムの移行に伴うものでございまして、審議資料の1ページから8ページについてはこの3件に共通した内容となっております。詳細

は、後ほどDX推進担当課から御説明があります。

次に、審議資料の9ページを御覧ください。諮問第1005号特定個人情報保護評価における第三者点検について、こちらは住民基本台帳事務でございます。

次の10ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、地域行政部マイナンバー担当課及び同じく住民記録・戸籍課でございます。

それでは共通事項について、マイナンバー担当課、DX推進担当課から説明があった後、個別の内容について住民記録・戸籍課より説明がございます。よろしく願いいたします。

マイナンバー担当課長

諮問第1005号特定個人情報保護評価における第三者点検の諮問の趣旨について御説明申し上げます。

(1) 特定個人情報保護評価は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく番号制度の枠組みの下の保護措置の一つでございます。特定個人情報ファイル、これは個人番号、いわゆるマイナンバーをその内容に含む個人情報ファイルのことですが、それを保有しようとする者、または保有する者が、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生するリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講じること、さらに、このような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを宣言するものでございます。

具体的には、行政機関の長等が評価の実施主体となり、評価の対象が特定個人情報を取り扱う事務ごとに定められております。また、個人情報の対象人数等の閾値によって、特定個人情報保護評価書の種類が基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価の3種類に区分されています。しきい値とは境目になる値という意味ですけれども、対象人数が多いほどリスク発生時の国民の権利利益への影響が大きいことから、対象30万人以上の事務は全項目評価として、区民意見募集や第三者点検を経てから国民に公表するという最も厳格な実施手続が義務づけられております。しきい値判断と評価の種類、そして、全項目評価の流れについては、審議資料No. 2 - 2にそれぞれフロー図でお示ししておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

住民基本台帳事務は、しきい値判断の結果、対象者が30万人以上となることから、全項目評価の実施が義務づけられることとなります。

また、(2) 諮問の理由です。番号法により、行政機関の長等は特定個人情報ファイル

を保有しようとするとき、または重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することとされております。このたび、住民基本台帳に係る特定個人情報ファイルについて、重要な変更を加える必要が生じたため、特定個人情報保護評価に関する規則に基づく評価書の第三者点検について、本審議会に諮問させていただくものでございます。重要な変更の具体的な内容については、この後、対象事務の所管課より御説明させていただきます。

私からは以上でございます。

D X推進担当課長 続きまして、2、諮問の内容(1)標準準拠システムへの移行につきまして、御説明させていただきます。

右上に審議資料No. 1 - 1と書いてある資料を御覧ください。まず初めに、1の標準準拠システムについてです。記載のとおりとなっておりますが、国の指導により地方公共団体の基幹業務に使用する情報システムを、国が定める標準仕様書に基づくシステム、いわゆる標準準拠システムに移行する地方公共団体情報システム標準化・共通化の取組が現在実施されております。この取組は、標準化法と言われる法律と基本方針に基づいて実施されており、令和7年度、2025年度末までに、世田谷区の場合だと18業務ありますが、対象となる業務の情報システムを標準準拠システムに移行することが義務づけられております。また、この標準化法におきましては、標準準拠システムにつきまして、デジタル庁が調達するガバメントクラウドと言われるクラウドサービス上に構築したクラウドの基盤を利用することを努力義務として規定しているものです。

続きまして、2の標準準拠システム移行に伴う特定個人情報保護評価の再実施についてでございます。全体については、先ほどマイナンバー担当課長から説明があったとおりですが、後段に記載のとおり、区では業務ごとに標準準拠システムへの移行時期を令和7年1月と令和8年1月の2期に分けておりますが、令和7年1月に本番運用開始を予定している第1期移行対象業務のうち、住民基本台帳事務、区民税事務、介護保険事務では、番号法の基準に基づき全項目評価を行っておりまして、今回の標準準拠システムへの移行に伴い、特定個人情報保護評価を再実施する必要がございます。

次に、3の評価書の改定についてでございます。こちらは今回の評価書の改定のうち、ガバメントクラウドのクラウド事業者が提供するクラウド上の基盤及び接続に関する部分につきましては、令和4年10月にデジタル庁から提供された全項目評価を基に作成しておりまして、この記載例につきましては、資料の1 - 3として添付しております。このほか

事務個別に変更が生じる箇所につきましては、評価書ごとに修正を実施しております。

続きまして次のページです。4のガバメントクラウドにおけるリスク対応策の概要についてです。こちらは資料1 - 2に基づいて御説明しますので、次のページ、資料1 - 2の1枚目、横になっている資料ですかね。審議資料の3ページ目を御覧ください。

まず、ガバメントクラウドにつきましては、デジタル庁が政府情報システムのためのセキュリティ評価制度、ISMAPというものがあるんですが、そのリストに登録されたクラウドサービスから調達しておりまして、デジタル庁が公募を行った結果、令和4年度につきましては、右側に書いてある4つのクラウドサービスが選定されております。なお、現時点の区の標準準拠システムの構築環境につきましては、一番上のAmazon Web Service、AWSで構築することになっております。

続きまして、ガバメントクラウドの利用方式につきましては、次のページになります。標準化に当たりましては、ガバメントクラウド上にシステムの開発事業者であるASP、アプリケーション・サービス・プロバイダが構築した標準準拠システムのアプリケーションを自治体が利用するというようになっておりますが、今回の評価対象事務を取り扱う各業務システムのガバメントクラウドの利用方式は、国が推奨している共同利用方式という方式を採用しております。区は、これらの業務システムの調達に当たりプロポーザルを実施しましたが、その調達の仕様書の作成に当たりまして複数ベンダーにヒアリングを事前に行いまして、いずれも共同利用方式による提供を想定していることを確認したため、それを仕様としてプロポーザルによる調達を行ったものです。

なお、今回評価対象となる3つの事務を含む計4つの標準化対象業務につきましては、第1期移行業務としてプロポーザルなどの調達を行ったところ、結果的に同一事業者である富士通Japan株式会社が受託したものとなります。

共同利用方式の契約関係につきましては、左上の図のとおりになっております。まず、デジタル庁がCSPとの間でガバメントクラウドの提供契約を締結しまして、デジタル庁が区に対してその利用権限を付与します。また、区は標準準拠システム上のアプリケーションを提供するASPとの間で、アプリケーション等の提供や保守契約に加えまして、クラウド環境内のアラート管理などのセキュリティ設定ですとか、障害のメンテナンス対応をモニタリングの内容とするガバメントクラウド運用管理補助委託契約を併せて締結します。

ガバメントクラウド個別領域の利用権限につきましては、緑色の枠の記載のとおりなん

ですが、デジタル庁から区に付与されておりますが、共同利用方式におきましては、区からデジタル庁への申請を行うことで、デジタル庁からガバメントクラウドの運用管理補助者に対して利用権限の付与が措置されまして、手続の簡素化が図られます。

続きまして、ガバメントクラウドの構築環境についてです。資料では下の図のとおり、利用イメージというタイトルのものです。特定個人情報を保有するシステムの構築場所となるガバメントクラウドの環境は、インターネットとは切り離された閉域のネットワークで構成されておりまして、区やASP、ガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守拠点からガバメントクラウドに接続するに当たっては専用線による接続となりますので、セキュリティが保たれるような方式になっております。

共同利用方式では、ガバメントクラウドの運用管理補助者となるASPが複数の自治体の個別領域の利用権限を行使してクラウドサービスの管理を行いますが、アカウント分離の方式によりまして、本番環境は世田谷区のアカウントで分離されておりまして、こちらは赤枠の記載どおりですが、 の受託者の運用環境のみが複数自治体の共有となります。

資料1-1に戻らせていただきまして、2ページ目の5、今後のスケジュールにつきましては記載のとおりとなっております。3つの評価対象事務を含む第1期移行業務の標準拠システムは、令和7年1月の本番運用開始に向けて準備を進めてまいります。

以上で私からの御説明を終わります。

住民記録・戸籍課長

私からは、(2)住民基本台帳事務における評価書の変更の内容以降について御説明をいたします。現在、住民基本台帳事務におきましては、SKY2住民記録システム及びその他複数の関連システムを利用しております。住民記録システムを国が定める標準仕様に準拠したシステムに移行するため、ガバメントクラウドに各システムの機能を統廃合したシステムを構築し、データ移行を行います。これらの移行に伴い、全項目評価書の記載項目のうち、特定個人情報の保管場所、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策及びその他のリスク対策に変更が生じます。これは、特定個人情報保護評価に関する規則第11条に規定される重要な変更該当するため、特定個人情報保護評価を再実施いたします。

今回、評価書を修正するポイントについては別紙にまとめておりますので、資料129ページ、審議資料No.2-4を御覧ください。こちらの審議資料No.2-4の表の一番上、まず、通番1、システム2の項を御覧ください。現在、住民記録システムと住民基本台帳ネ

ットワークシステムとでデータ連携を行う際の橋渡しをするために、住基ネットゲートウェイというシステムを運用しておりますが、標準準拠システムにはこのシステムの機能が備えられているため、運用を廃止することとし、評価指標からも記載を削除いたします。

続いて、通番2、システム9の項を御覧ください。現在運用している住民記録システムには、マイナンバーカード交付進捗管理機能が備わっておりますが、標準準拠システムにはこの機能が備えられていないため、住民記録システムとは別に、マイナンバーカード交付進捗管理システムを設置して対応することとし、評価書にもシステム名を記載いたします。

次の、特定個人情報ファイルの概要以降はガバメントクラウドに関する記述で、先ほどDX推進担当課から説明のあったとおりですので割愛させていただきます。

それでは、資料11ページにお戻りください。資料の2-1になります。3、区民意見募集を御覧ください。同規則7条第1項に基づき、住民基本台帳事務について全項目評価書の改定案を作成し、令和5年8月25日から同年9月24日の30日間、区民意見募集を実施いたしました。結果は意見ゼロでした。

次に、4、区のマイナンバー制度セキュリティ会議を御覧ください。本件について、令和5年9月28日開催の令和5年度第2回マイナンバー制度セキュリティ会議にて審議し、異論なく了承されました。

次に、5、第三者点検の対象を御覧ください。点検の対象は、資料14ページ以降の審議資料No.2-3、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）のとおりとなっております。

資料11ページ、6、今後のスケジュール（予定）を御覧ください。令和5年12月末に国の個人情報保護委員会へ評価書の提出と評価書の公表を予定しております。

以上で住民基本台帳事務に関する説明を終わります。

会長 ありがとうございます。どうでしょう、今、諮問第1005号の話をしていただいているんですけども、1007号まで共通する話ですので、もし事務局のほうから続けて何か説明したほうがいいものがあれば、一気に説明いただいたほうがよろしいでしょうか。どうでしょう。あるいは、いずれも標準準拠システム移行に伴うものであって、共通する部分があるかと思いますので、質疑応答については1件ずつということでもよろしいでしょうか。皆さんいかがでしょう、大丈夫ですか。

では、最初に委員、何か追加でコメントがあればいただきましょうか。

委員 まず、システム的な話から少ししましょうかね。

ガバメントクラウド、難しい言葉が出てきたりしているかと思いますがけれども、現行S K Y 2システムという、多分富士通Japanのシステムを世田谷区では使っているんだと思いますけれども、デジタル庁とか標準化法ができて、各市町村ごとにベンダーで様々なシステムをつくっていたんですね。なので、市町村で本来やるべき業務、共通な部分はたくさんあるんですけども、各市、区を含めているんなことを個別で追加でやっていたりするので、なかなか標準化ができなかったんですけども、デジタル化ということで、一気に政府のほうで標準化仕様をつくるというような形になって、これは本当に各ベンダーは生き残りをかけて大変だと思うんですけども、そういう仕組みになったと。なおかつ、メインになるシステムというのを個別で自社でサーバーを持ったり、コンピュータを持ったりするんじゃなくて、クラウドという技術があるので、そのベンダーのシステムを全部使って、みんなで間借りしながら使うというような方向でやるという大きな流れがあったと。

今回は世田谷区で使っているシステムを、機械のほうはクラウドと言われているところにシステムを移行するというのと、システム自身も富士通Japan固有のシステムじゃなくて、標準化仕様にのっとったシステムに変更するというで技術的な大きな変化があったということで、今回特定個人情報保護評価をすることになったということです。

特定個人情報保護評価というのは、PIA、プライバシー・インパクト・アセスメントという特定個人情報を扱うとき、漏えいしたりしたらどうなるかというリスクを事前にはかっておこう、評価しようというような仕組みになります。だから、リスク、どれだけデータが漏えいする可能性があるとか、漏えいした場合どのぐらいインパクトがあるとか、そういうような視点から、漏えいしないようにするにはどうしたらいいかというのをいろいろ評価するような仕組みなんですけれども、これはマイナンバー法で定められていて、普通はシステムを導入する前に実施するんですけども、この法律においてはシステム、もうマイナンバーを使うということになっていますからその後で、事後的にはなりませんけれども、現状マイナンバーを含めた個人データをどれだけ扱っていて、どの辺で漏えいするリスクがあるとか、そういうようなことを事前に評価して、皆さんに公表して、確認してもらおう、マイナンバーを使うに当たって信頼性を得るために、そういうような仕組みをやるということになっています。

世田谷区のような住民が多いところにおいても、全件で全部チェックしなきゃいけないということで、今回分厚い書類が手元に来ているんだというふうに思います。中を見れば

難しいことがいろいろ書いてあるんですけども、どんなシステムかというのが前半にあって、途中では、それがどこに提供されているかというような話がいろいろ書いてあります。ここは、昨年まで皆様にいろいろ話が出ていた、今で言う法律の69条2項ですかね。目的外の提供するようなときとか、オンライン結合するときとか、ここに書いていないようなところについては、まさに諮問を今までされていたということになるかと思います。これからは、世田谷区でつくった基準に基づいて各部で判断するというふうにしたしかっていたと思います。後半のほうが、まさにそのリスクで、どのようなリスクがあるかと言われることがピックアップされていて、どのくらい漏えいする、漏えいしたらどのくらいのインパクトがあるかとか、それに対してどういう対処をしているかというようなことが書いてあると、形としてはそういうふうになっているというところですよ。

あと、今説明にありましたけれども、129ページというところが、まさに今回追加された、それ以上に修正されたところはあるんですけども、主に修正されたところで、ガバメントクラウドにおける措置というふうに追加されたところというのは、これは国のほうでひな形がありまして、多分それが追加されたというような形にはなるんだというふうに思います。

こんなところでしょうか。以上です。

会長 ありがとうございます。随分分かりやすく、かみ砕いて御説明いただきましたが、それでもやっぱりなかなか難しいことは難しいんですが、ベテランといいましょうか、長く委員を務められている皆さん方は、この第三者点検については何度か御経験されていますのでイメージがつかめるかなと思います。いずれにせよ、今回の場合には政府共通のクラウドを利用するんだと、それに伴ってシステムの変更が必要で、それについてセキュリティ上、大丈夫かどうかみんなで確認しましょうねという話になっているということでありませう。

皆さん、どうでしょう。質問と言われても難しいかもしれませんが、委員、よろしく願いたいと思います。

委員 今御説明をいただきまして、概略はよく承知しているつもりなんですけど、ただ、こういうガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行という、この扱いは、例の標準化法の関係でそういう流れになってきているわけですから、その点ちょっと幾つか、これから本体の審議というか検証に入る前に確認の意味で伺いたいんですけども、1つは、この資料でいくと審議資料No. 1 - 1、1ページ目です。1番目の標準準拠シス

テムについての説明の中で、第2パラグラフの最後のところに、「標準化法第10条により、努力義務とされている」という表現があります。一般的に努力義務といった場合に、いわゆる責務とは意味合いが異なるわけですが、努力義務ではあるけれども、これがほかに選択肢の余地はないという意味で、言わば必須という意味で努力義務という形になっているのか、あるいは任意とは言わないけれども努力義務という形で、その努力義務と責務との間でどういうふうな意味合いを持っているのか。各自治体が自治体情報システムの標準化なり共通化でガバメントクラウドの活用、そういう全体的な流れの中で、ここがわざわざ第10条で努力義務というふうに表現されていることの意味を、ちょっと1点確認しておきたいなと思います。

それから2つ目は、これは実際に……。

会長 順番に1個ずつ行きましょうか。

委員 関連することなんですけれども、よろしいでしょうか。

会長 そうですか。関連するのであれば、どうぞお話しください。

委員 これは1ページのところにもありますけれども、いわゆるデジタル庁が調達をしたガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行という形の中で、その説明の中で、これは裏のほうにも書いていますが、4、ガバメントクラウドにおけるリスク対応策の概要の中で、ガバメントクラウド共同利用方式により、区は、いわゆる標準準拠システム等のアプリケーション等を提供するASPとの間で2つの契約を締結する。アプリケーション等提供・保守契約とガバメントクラウド運用管理補助委託契約を締結すると。その下のほうに、国及びクラウド事業者が、区が管理する業務データはアクセスできないよう制御を講じるという記述になっていますけれども、非常にこれは分かりづらいところがあって、その関係で、いわゆる区が2つの契約を結ぶASPとクラウド事業者、そこの位置関係というか、それはどういう形なのかを御説明いただければと思います。ちょっと非常に分かりづらいところがありますので、特に1ページ、2ページのところを理解する意味では、そのことを教えていただきたいなと思います。

D X推進担当課長 私から御説明させていただきます。

まず、1つ目の1の標準準拠システムの努力義務とはどういう話かという話ですが、こちらは国の標準仕様に合わせてシステムを標準化して、それをクラウドサービスに乗せるというのは完全な法律の義務として、令和7年度末までに必ずやらなければいけないということになっておりまして、ここで書いている努力義務というのは、それに当たってガバ

メントクラウドを利用するということは努力義務ですと。要するに、ガバメントクラウドが施しているようなセキュリティですとか、その他の要件ですとか、そういうものに適合しているクラウドサービスであれば、ガバメントクラウドを使わないということも考えられる、そういう意味でのお話で、要はガバメントクラウドを利用するということが努力義務で、標準化するということが自体は、これは完全な法律、必ずやりなさいということでございます。

2つ目の御質問の特定個人情報を……。あれですね。ガバメントクラウド 契約の関係ということによろしいですか。ASPとの間の契約ですかね。

委員 契約だけじゃなくて、いわゆる国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じるということの関係です。

D X推進担当課長 こちらにつきましては、まず、ガバメントクラウドにつきましてはデジタル庁が用意するということになっておりまして、まずデジタル庁とCSPの間で契約を結んでいて、区はデジタル庁との間にガバメントクラウドを使うという契約を結びます。その上で、区は情報システムベンダーと契約を結んで、ガバメントクラウド上にシステムを乗せるということですか、あとは通信事業者と契約をして、ガバメントクラウドまでの通信を確保するということになるんですけども、それぞれの間で、先ほど2ページで説明した共同利用方式のアカウント分離ですとか、様々なセキュリティの措置を講じまして、言わば区がガバメントクラウド上に乗せて利用しているデータを、国だとかが取り出したり、見たりというのをできないようにしていると。あとは、当然ながらクラウドを提供している事業者も含めて、区がガバメントクラウド上で保有して利用しているデータへアクセスできないような措置を講じているということでございます。

以上です。すみません、今の御説明でよろしいですか。

委員 ありがとうございます。これは再度確認ですが、いわゆる標準化なり共通化という、言わば標準準拠システムということについては、標準化法の中で規定されている、いわゆる義務として、責務として規定されているけれども、その場合に、ガバメントクラウドを活用するか否かについては、それはガバメントクラウドの共同利用に代わる何らかのセキュリティ上の問題も含めて対応するものが、代替があれば、それは必ずしも責務まではいかないよと、そういう意味合いで理解してよろしいのでしょうか。

D X推進担当課長 おっしゃるとおりでございます。ただ、ガバメントクラウドに相当するようなセキュリティの措置を施すというのは、かなりハードルの高い話なので、そういっ

た費用ですとか、スケールメリットだとかを考慮すると、ガバメントクラウドを使うほうが当然いいんじゃないですかというのが国の立場だと理解しております。

委員 では、実際上は選択の余地はないという理解になるわけですかね。

D X推進担当課長 そうですね。特に、小さい自治体ほどやはり自前でなかなか別のクラウドサービスを使うよというのは、いろいろなハードルがあるのかなとは思っております。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかはいかがでしょう。なかなか専門的な話も入って難しいかもしれませんが。

委員 すみません、私はこういうのはよく分からないんですが、ちょっと1つだけ確認させてください。ガバメントクラウドに関する要件というのが出ていますよね。そして一連が出ていますが、そのところで世田谷区は、先ほど努力義務のお話が出ていましたが、世田谷区は代替するものというのは特に考えずに、このAmazon Web Serviceを使うというような認識でいいんでしょうか。

D X推進担当課長

世田谷区のほうからAmazon Web Serviceがいいよとか、ほかのがいいよというふうには特に指定したわけじゃないんですけれども、先ほど少し御説明しましたが、どこのシステムを調達するかというのを事前に情報提供依頼というヒアリングを行うだとか、プロポーザルというので選定をしているんですけれども、その中で、私どもの区が調達したいシステムを満たすようなベンダーにつきましては、我々はAmazon Web Serviceを使ってこのシステムを構築しますみたいな提案があって、そちらが今回の場合は富士通Japanですけれども、プロポーザルの選定の結果調達されたので、結果として、Amazon Web Serviceを使うということになっております。

こちらの3ページ、審議資料No. 1 - 2の左側にあります主な要件として、 から を満たしているということも判断しております。例えば とか 、データセンタの物理的所在地は日本国内というのだとか、日本の裁判所が管轄するということも含めまして、Amazon Web Serviceは満たしています。

委員 ありがとうございます。すみません、追いつくのに必死なんですけど、何となくイメージ的につかめ始めました。ありがとうございます。

会長 そうですね。着いていくだけでも必死どころか、まずは最初の第一歩の理解が、どこから理解すればいいのかなかなか難しいと思います。もしよろしければ、第三者点検の

場合の一般的なこれまでの手法でもありますけれども、この審議会で分厚い資料を全部チェックして、オーケーを出すのはちょっと難しいかなとも思いますので、もしよろしければ、審議会条例の第8条1項の規定に基づきまして小委員会を設けて、次の本審議会までに内容を確認して詳細を検討した上で、本審議会にこれでいいですよとか、こういう問題点がありますよとか言っていただいて、それを受けて、改めてこの審議会で最終的な答申を出すというふうな形のほうが安全かなと思いますけれども、皆さんどうでしょうか。それとも、ここで頑張ってみちゃいますということであれば、それでもいいんですけども。

委員 本当にこれに関してはよく分からないというのが正直なところですので、今すぐここで審議してどうと言われると、とてもとても個人的にも責任を負いかねる状況なんですよ。ですので、やはり小委員会を立ち上げていただいて、そこでしっかり審議していただいたものを私たちのほうにも1回出していただいて、それを基に考えていくというような通常やっていたシステムをしていただけたらと思います。

会長 ありがとうございます。ほかの皆さん方はどうでしょうか、そういう方法でいきましようか。

(「異議なし」の声あり)

会長 では、審議会条例第8条第1項の規定に基づきまして小委員会を設けるという形にしまして、同じく審議会条例第8条第2項に基づきまして、小委員会のメンバーにつきましては私が指名できるというふうになっているようですので、もしよろしければ今この場で御指名させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

では、これまでの慣例にのっとりということもありますが、斉木副会長、そして高山委員、山辺委員、中村委員という形で4名の方、プラス、私になるんですかね。このメンバーで小委員会を構成いたしまして、12月15日開催予定の第4回本審議会までに内容の確認、検討を行うという方向でいきたいと思います。

進め方について、区政情報課のほうからお願いいたします。

区政情報係長 土田委員に関しましては本日御欠席ですけれども、いかがいたしましようか。

会長 そうですね。では、土田委員も含めましての6名になりますか、そうなる。6名というふうに思いますが、土田委員につきましては、事務局のほうで既に意思確認はしていただいているということですので、今日ここに御出席の方、プラス、事前に意思確認い

ただいております土田委員という形にしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 では、これまた慣例に基づきですけれども、小委員会の委員長については斉木副会長にお願いをしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

では、小委員会の開催詳細につきましては、事務局から別途調整をお願いする形で、取りあえず1005号の諮問につきましては一旦置いて、小委員会で詳細検討という形で、この形の上では継続審議ということによろしいでしょうか、事務局のほういかがでしょうか。よろしいですか。

区政情報課長 結構でございます。

会長 では、形の上では、これは継続審議といたしまして、1回小委員会に下ろすといいましょうか、お願いするという形にしたいと思います。

山田会長 小委員会の運営は専ら斉木副会長の下でと思っておりますけれども、引き続き、山辺委員、よろしくお願いいたします。

今は1005号でしたけれども、一番最初の共通するお話については、この後の1006号、1007号、1008号も一緒ですので、頭の片隅に置いたままお聴きいただければと思います。1006号は資料131ページになります。

イ 諮問第1006号

会長 では、諮問第1006号につきまして、事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 引き続き、諮問第1006号についてよろしくお願いいたします。審議資料の131ページを御覧ください。

諮問第1006号特定個人情報保護評価における第三者点検について、こちらは特別区民税事務になります。

次の132ページからが諮問の内容となっております。

所管課につきましては地域行政部マイナンバー担当課及び財務部課税課でございます。

それでは、個別の内容につきまして、課税課のほうより御説明いたします。

課税課長

それでは、資料No. 3 - 1、132ページです。諮問第1006号特定個人情報保護評価における第三者点検について（特別区民税事務）について御説明いたします。

まず、項番1の諮問の趣旨と項番2の諮問の内容の(1)標準準拠システムへの移行についての部分は、先ほど諮問第1005号においてマイナンバー担当課、それからDX推進担当課の両課から御説明があったとおりでございます。

次に、項番2の(2)特別区民税事務における評価書の変更の内容ですけれども、現在、特別区民税事務においては、SKY2住民税システムと、そのサブシステムである課税支援システム、こちらを利用しております。標準準拠システム導入により、ガバメントクラウドに国の標準仕様に基づいて、現行のシステムと同等の機能を有する住民税システムと課税支援システムを構築した上で、データ移行を行います。これに伴い、全項目評価書の記載項目のうち、特定個人情報の保管場所、それから特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策及びその他のリスク対策などに変更が生じます。いずれも、ガバメントクラウドにおける措置として、データの保管場所にガバメントクラウドが加わることに関連する記載部分となりまして、今回はそれ以外の変更点はございません。

続いて項番3、区民意見の募集ですけれども、今年の8月25日から9月24日にかけて全項目評価書の改定案について、区民意見募集を行いました。その結果、記載のとおり1件御意見いただきました。マニュアルの作成の外注に関する御意見でしたけれども、現状ではマニュアル作成の外注は当課では想定しておりませんが、仮に今後発注する必要がある場合には、今回御指摘のとおり、実務担当課からのフィードバックを確実に反映させまして、個人情報の保護に努めてまいります。

項番4のマイナンバー制度セキュリティ会議の結果については、9月28日開催のマイナンバー制度セキュリティ会議において審議いたしまして、了承いただいております。

項番5、第三者点検の対象はここに書いてあるとおりなんですけれども、資料のほうは208ページ、資料No.3-4になります。先ほど項番2の説明で御説明いたしましたけれども、今回はここに記載のとおり、ガバメントクラウドが加わることに関連する記載部分のみで、いずれもそれ以外の変更箇所はございません。

項番6の今後のスケジュールに関しましては記載のとおりです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

会長 ありがとうございます。この案件につきましても、形の上では継続審議として、先ほど同様小委員会での詳細検討をしたいと存じますが、この場での御質問がありましたらよろしくお願いいいたします。大丈夫ですか。

では、今申しましたように、小委員会における詳細検討の後、次回本審議会でのもう一

度改めての審議とさせていただきたいと存じます。ありがとうございます。
課税課長 ありがとうございます。

ウ 諮問第1007号

会長 では続きまして、諮問第1007号につきましてよろしくお願ひいたします。

区政情報課長 それでは、諮問第1007号につきまして、審議資料の211ページでございます。

特定個人情報保護評価における第三者点検についての介護保険事務になります。

次の212ページからが諮問の内容となっております。

所管課でございますが、地域行政部マイナンバー担当課及び高齢福祉部介護保険課でございます。

個別の内容につきまして、介護保険課より御説明いたします。

介護保険課長

諮問第1007号介護保険事務に関する特定個人情報保護評価における第三者点検について御説明いたします。

資料212ページを御覧ください。まず項番1、諮問の趣旨と項番2(1)標準準拠システムへの移行についての部分につきましては、先ほど諮問第1005号において、マイナンバー担当課、DX推進担当課から御説明したとおりでございます。

続きまして、項番2の(2)介護保険事務における評価書の変更の内容について御説明いたします。現在、介護保険事務は2つのシステムを利用しております、まず1つが、介護保険の被保険者証の送付などの資格管理事務です。そして、介護保険料の収納・滞納管理事務、介護サービスを受けた方への保険給付事務などを主に取り扱うS K Y 2介護保険システムと、そしてもう一つが、介護サービスを受ける際は要介護認定が必要となりますけれども、その認定審査事務を取り扱います介護保険システムの2つのシステムを利用しております。標準準拠システム導入によりまして、ガバメントクラウドにこの2つのシステムの機能を統合した介護保険システムを構築してデータ移行を行います。ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムの移行に伴いまして、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の記載項目のうち、特定個人情報ファイルの保管場所、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策及びその他のリスク対策に変更が生じます。これは規則第11条に規定される重要な変更該当するため、特定個人情報保護評価を再実施す

るものでございます。

213ページの項番3、区民意見募集についてですが、記載のと通りの期間実施をいたしまして、意見はゼロでございました。

そして、項番4の区のマイナンバー制度セキュリティ会議から、項番6、今後のスケジュールにつきましては記載のとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。諮問の中身の構造については、税の場合と同じかなというふうに理解をしております。221ページの中にちょうど、事務の内容については分かりやすい図を出していただいていますので、こういう形で事務が流れているということについては御理解いただけたと思います。221ページの図ですね。

この件につきましても、形の上では継続審議としまして、小委員会での詳細検討に付したいと思いますが、この場での御質問がありましたらお受けしたいと思います。大丈夫ですか。 ありがとうございます。

では、これにつきましても、小委員会で詳細検討させていただくという形で御了解いただければと思います。ありがとうございます。

国保情報集約システムのクラウド移行に伴う特定個人情報保護評価の再実施について
・諮問第1008号

会長 では、続きまして諮問第1008号につきまして、議事を進めたいと思います。

区政情報課長 それでは、審議資料の266ページを御覧ください。

諮問第1008号特定個人情報保護評価における第三者点検について、こちらは国民健康保険事務でございます。

次の267ページからが諮問の内容となっております。

所管課は地域行政部マイナンバー担当課及び保健福祉政策部国保・年金課でございます。

なお、本件は、先ほどまでの標準準拠システム移行に伴うものではなく、国保情報集約システムのクラウド移行に伴うものでございます。

それでは、個別の内容について、国保・年金課より御説明いたします。

国保・年金課長

お手元の資料の267ページに沿って御説明させていただきます。

まず項番 1、諮問の趣旨でございます。こちらに関しては、先ほど諮問第1005号において、マイナンバー担当課から御説明したとおりでございます。

(2)の諮問の理由を御覧ください。番号法第28条の規定において、行政機関の長等は特定個人情報ファイルを保有しようとするとき、または、重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することとされています。この度、国民健康保険事務に係る特定個人情報ファイルについて重要な変更を加える必要が生じたため、規則第7条4項に基づく評価書の第三者点検について、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条の規定に基づき諮問させていただくものでございます。

なお、具体的な特定個人情報保護評価書作成の判断基準及び番号法における特定個人情報保護評価書「全項目評価」の流れについては、審議資料の5 - 2を後ほど御覧いただくようお願いいたします。

続きまして、項番 2、諮問の内容(1)次期国保情報集約システムのクラウド化に関しましては、審議資料5 - 3を御覧ください。最初に、国民健康保険団体連合会と国民健康保険中央会の関係について記載しております。その次に、国保情報集約システムは、平成30年に国主導の下で開発されて、各市町村で保有する資格情報の取得・喪失年月日の情報を都道府県単位で集約するシステムとなっております。具体的には、市区町村が行う資格管理及び給付のうち、都道府県単位で一元的に管理が必要な情報の取得・喪失年月日情報及び高額療養費の多数回該当に係る該当回数を管理して、市区町村間における情報連携等を支援することを目的として、世田谷区を含む各市町村からの共同委託に基づき、各国保連合会が担っています。

3の次期国保情報集約システムのクラウド化につきましては、令和4年12月14日付厚生労働省の保険局国民健康保険課事務連絡において、次期集約システムの機器更改は記載文のとおり、クラウド環境に応じて実施することと通知されており、現行の集約システムの機器は令和6年3月末に機器の保守期限を迎えるため、次期集約システムへの機器更新が必要となっております。

本文に戻りまして、2の(2)国民健康保険事務における評価書の変更の内容ですが、先ほどの集約システムをクラウド化することに伴い、リスク対策を行う必要がありますので、クラウドサービス事業者に求めるセキュリティ対策などについて評価書に記載する必要があります。これは、全項目評価書の記載項目のうち、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策に変更が生じるものであって、規則第11条に規定される重

要な変更該当するため、特定個人情報保護評価を再実施するものです。

なお、評価書のセキュリティ対策に関する記載については、厚生労働省より示されました記載例を参考に、東京都国民健康保険連合会及び世田谷区の実情に合わせた形で追記、修正をしているところでございます。

項番3の区民意見につきましては、記載のとおり、区民意見はございませんでした。

項番4のマイナンバー制度セキュリティ会議は9月28日に開催されまして、そこで本件は了承されております。

項番5の第三者点検の対象のうち、審議資料5-4を御覧ください。こちらは特定個人情報ファイルの取扱い情報をはじめ、世田谷区で利用する各システムの機能面や連携状況、特定個人情報ファイルの取扱い理由、委託先との関係性などを記載させていただいております。

次に、審議資料5-5を御覧ください。特定個人情報保護評価書との相違点及び審査の観点となりますが、右側が改定前、左側が改定後となっております。このページ部分が、今回のクラウド化に伴い委託事業者に対して求められる新たに追加された項目になります。また、次ページ以降はクラウド化によって特定個人情報ファイルのより適正な扱いの追記をしております。

最後に項番6、今後のスケジュールにつきましては記載のとおりでございます。

会長 前3項がガバメントクラウドに伴う第三者点検でしたけれども、今回の1008号につきましては、国保情報集約システムのクラウド化に伴う第三者点検という形になります。ただし、同様に詳細な検討はここでやるのは難しいかなと思いますので、先ほど設置いたしました小委員会で検討するのがいいかなとは思いますが、進め方も含めまして、この場での御質問をお受けしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

委員 進め方については、先ほどの3件のものと同じように、小委員会で議論することによっていいかと思いますが、ちょっと1点教えてほしいことがあって伺いたいんですが、今、会長からもお話があったように、さきの3件のものは住基の関係、特別区民税、介護、これらについては言わばガバメントクラウドの活用による標準準拠システムへの移行ということなんですが、ここはクラウド化とはいっても、標準準拠システムへの移行ではなくて、国保情報集約システムのクラウド化という形になっていますけれども、この違いというのは、さっきの3件と異なるのは制度的な仕組みとか、そういうものとの関わりなんですか。なぜこれだけが異なっているのか、そこをちょっと御説明いただければ幸い

だと思いますが、いかがでしょう。

国保・年金課長 国保のほうは先ほど説明させていただいたとおり、厚生労働省通知に基づいて、次期のクラウド化という方針が示されております。その中で、令和6年3月で前の機器の終了が来ますので、この時点でクラウド化にするという形でございます。審議資料のNo.5-3の下のほうに、図を載せさせていただいているんですが、ここの右側の連合会のサーバーのところ、国の方針に基づいてクラウド化したサーバーになるという形でございます。国民健康保険事務はそのような形でございます。

会長 そうしますと、国保連のほうは、自動的にクラウド化になる予定であると。それに伴って、世田谷区としても、改めて個人情報保護の観点から問題がないかどうかを確認しますと、そういう構造でよろしいのでしょうか。

国保・年金課長 そのとおりでございます。

会長 委員、お願いいたします。

委員 いきさつについては分かりました。ありがとうございます。要は、全体的な国の流れとしての、言わばガバメントクラウドを活用した共同利用方式とは異なる流れとして、クラウド化をしますよということで、このようなものが出されてきた。このように理解することによってよろしいのであれば、了解したいと思います。

国保・年金課長 よろしくお願いいたします。

会長 では、この国保連のシステムについては、前々から委員も疑問や質問を出されていますので、また小委員会場でしっかりと検討、議論をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。ほかはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、この1008号につきましても、この場では継続審議とさせていただきます。先ほど申しました小委員会、同じメンバーで議論をさせていただければと思いますので、御指名をさせていただきました委員の皆様につきましては、本件につきましてもよろしくお願い申し上げます。

では、審議事項は以上となりますので、報告事項に移りたいと存じます。

(2) 報告事項

報告第361号

会長 最初は、報告第361号になります。事務局説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 まず、資料でございますけれども、報告資料のNo. 1の1ページになります。報告第361号住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバー制度のセキュリティ対策の実施状況等についてでございます。

所管課は、地域行政部住民記録・戸籍課及び同マイナンバー担当課でございます。

それでは、所管課より説明をいたします。

住民記録・戸籍課長

それでは住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバーカード制度のセキュリティ対策の実施状況等について御報告をいたします。

本報告は、世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティに関する条例第13条第2項及び世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第14条第2項に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策及びマイナンバー制度セキュリティ対策の実施状況等について報告をしているものです。

報告事項は全部で10項目となります。

最初の項目1、住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況とセキュリティ対策でございます。今現在、統合端末は、住民記録・戸籍課住民記録のほか、22か所に設置しております。端末機管理責任者については、統合端末設置各所属において、所属長を端末管理責任者に指定しているほか、必要に応じて補助者を主に係長級職員から選任しております。統合端末設置先につきましては、今後まちづくりセンターへの拡大を予定しており、令和4年度末に上馬、梅丘、奥沢、祖師谷、上祖師谷の5つのまちづくりセンターへ設置が完了しております。

統合端末のセキュリティ対策については、(2)に記載のとおりです。操作ログ分析やアクセス権限の制限等で不正利用を防止しております。

続きまして、2、住民基本台帳ネットワークシステム関連の各種実績です。

(1)特例転出入・継続利用の実績、おめくりいただき2ページ目、(2)住民票広域交付の実績はそれぞれ記載のとおりでございます。

なお、1ページの一番下、(1)の特例転出入とは、自治体を越えて引っ越しする際は、その手続に転出証明書が必要になりますが、マイナンバーカードや住民基本台帳カードをお持ちであれば、転出証明書の交付を受けずに転出、転入の届出ができる制度です。また、継続利用とは、他自治体で発行したマイナンバーカードを移動先の自治体でも引き続き使えるようにする処理となります。

(2)の住民票の広域交付とは、住基ネットを用いて他市区町村の窓口からでも住民票が取得できるサービスです。ほかの市区町村にお住まいの方が世田谷で住民票を請求された実績、世田谷に住んでいる方がほかの自治体で住民票を請求した実績、それぞれについて記載をしております。

続きまして2ページ、3、本人確認情報の提供・利用ですが、マイナンバー制度での情報連携を扱う個人番号利用事務の所管課は、法律の範囲内で住基ネットで本人確認情報を照会することが認められています。令和3年度並びに令和4年度の照会実績は表に記載のとおりとなっております。個人番号利用事務所所管課の住基ネット利用につきましては、特に利用の多い課税課、子ども家庭課には統合端末を設置しておりますが、その他の所属は資料3ページに記載のとおり、住民記録戸籍課事務室の端末を使用させております。

続きまして3ページ、4、令和4年度住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ会議開催状況でございます。こちらは住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ会議について年2回実施しており、報告事項は記載のとおりでございますので、後ほど御確認をください。

続きまして、5、令和4年度住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策定期監査実施状況でございます。住民基本台帳ネットワークシステムに関しまして、令和5年2月10日に定期監査を行いました。窓口業務の実施状況や、それに対する業務主管課からの指導については、おおむね適切に行われているとの評価を受けています。また、昨年度、令和3年度に指摘された端末機管理責任者の認識不足と統合端末の盗難防止措置漏れが改善していることを確認していただいております。

続きまして、項番6以降について、マイナンバー担当課長から御説明いたします。

マイナンバー担当課長

それでは、4ページの項番6から参ります。マイナンバー制度のセキュリティ対策の実施状況（特定個人情報ファイルにかかる情報セキュリティ対策の実施状況）を御説明させていただきます。

まず、(1)世田谷区情報セキュリティポリシーに基づく運用でございます。

情報資産管理としましては、情報資産管理台帳の随時更新、資産管理ソフトウェアによる情報資産管理を行いました。物理的対策としましては、事務センターで24時間365日の機械警備と、土日祝日及び夜間有人警備の併用のほか、記載のような対策を実施いたしました。人的対策としましては、情報セキュリティ研修等の実施や情報セキュリティ

実施手順書の更新に関する周知をはじめ、意識啓発や注意喚起を行っております。技術及び運用における対策としましては、インターネットからの脅威に係る対策の観点から、不正侵入・不正アクセスの監視を24時間365日行ったほか、内部ネットワークと外部との通信制御、迷惑メールのブロック、ウイルス侵入の防止、都区市町村情報セキュリティクラウドへの参加継続などを行いました。また、インターネットでの脅威に係る対策の観点から、ネットワーク監視、ユーザー管理、アクセス制御、ループ検出・遮断、ウイルス感染対策、クライアント管理などを行いました。

次に、(3) 情報セキュリティに関する即応体制の整備としては、世田谷区CSIRT情報セキュリティインシデント対応マニュアルの改訂や、令和4年10月のCSIRT訓練の実施、セキュリティインシデントの情報共有を行いました。

続きまして5ページ、7、マイナンバーカードの交付状況等でございます。

(1) マイナンバーカードの交付体制です。マイナンバーカードの交付方式には、カードが交付される時に窓口に来庁する方式と申請時に来庁する方式の2種類がございます。交付に当たっては、国の要領に基づき本人確認を徹底するとともに、交付事務に当たりセキュリティ対策を実施しています。令和4年度の取扱い窓口は記載のとおりですが、国のマイナポイント事業第2弾に伴って交付申請が急増したことに対応し、令和5年1月から5月にかけて、世田谷区役所第3庁舎に期間限定のカード交付窓口を設置いたしました。

なお、この期間限定窓口はマイナポイント締切り前の駆け込み申請に対応するため、本年9月下旬にも開設いたしました。

6ページです。(2) マイナンバーカードにかかる事務実績等です。マイナンバーカードの交付事務実績、マイナンバーカードの電子証明書発行実績については記載のとおりとなっております。その下、マイナンバーカード運用状況の令和5年4月1日の有効カード枚数に記載しておりますが、前年度、令和4年度末の時点で区民の約58%の方がマイナンバーカードを保有している状況となっております。4月以降のカード交付が進んでおり、直近9月末では、有効カード枚数は62万7,187枚、人口比で68.5%まで上昇しています。

(3) まちづくりセンターにおける電子証明書発行等業務です。統合端末の設置状況でも御報告したとおり、マイナンバーカードに係る手続に伴う総合支所くみん窓口や出張所の混雑緩和のため、令和5年3月20日より、一部のまちづくりセンターにおいて電子証明書の発行等の業務を新たに開始いたしました。取扱い窓口は の5か所、取扱い業務は、

7ページ、 に記載のとおりです。5か所における証明書の発行実績は、集計期間は短いですが、 に記載のとおりです。現在、本業務を取り扱うまちづくりセンターの拡大に向けて準備を進めております。

続きまして、8、令和4年度マイナンバー制度セキュリティ会議開催状況でございます。昨年度は合計3回実施しており、審議・報告事項は記載のとおりですので後ほど御確認ください。なお、特定個人情報保護評価の再実施に関しては、本審議会でも御審議をいただいたものとなります。

続きまして、9、令和4年度マイナンバー制度セキュリティ監査実施状況でございます。こちらは令和5年2月10日に行いました。各窓口において事務がおおむね適正に行われていると判断をいただき、特段の指摘事項はございませんでした。

続きまして8ページ、10、マイナンバー諸問題についてでございます。

まず、(1)マイナンバー情報の総点検について御説明いたします。概要でございますが、連日の報道等でも御承知のとおり、健康保険の資格情報や公金受け取り口座の重複などのマイナンバーとのひもづけ誤りの事案が全国的な問題となりました。これを受け、国は6月21日にマイナンバー情報総点検本部を設置し、マイナポータルで閲覧可能な全情報について、ひもづけが正確に行われているか点検を行うこととなりました。具体的には、国がひもづけを行っている全ての事務の実施機関に対して、現場で行われているひもづけ方法を事前に調査して、個別データとの点検が必要となるケースの整理を行い、誤ってひもづけるおそれがあるとされた実施機関のみが個別データの点検作業を実施することとなりました。したがって、全ての実施機関が個別データの点検を行うわけではなく、実際に点検作業を行う自治体が全体の2割弱、都内に限れば東京都を含む6自治体にとどまっております。

世田谷区の状況でございます。マイナンバー情報総点検本部による事前調査の結果、世田谷区は個別データの点検作業の対象外となっております。現時点でマイナンバーに関して区内で問題となるような事象は確認されておりませんが、引き続き窓口等での個人番号利用事務における本人確認を徹底するなど、適正な事務の執行に努めてまいります。

点検に関するスケジュールです。個別データの点検対象となった団体は、11月末までに点検作業を終了する予定となっております。

(2)については、住民記録・戸籍課長より御説明をさせていただきます。

住民記録・戸籍課長

(2) 他自治体での証明書コンビニ交付の誤交付について説明をさせていただきます。

令和5年3月27日以降、富士通Japan株式会社の提供するコンビニ交付システムを利用する自治体において、誤って別人の証明書が交付される等の事案が複数発生いたしました。他自治体の誤交付等の経緯につきましては、資料9ページの表に記載のとおりとなっております。世田谷区は、同事業者が提供するコンビニ交付システムを利用していますが、誤交付が発生した自治体とは異なるシステム構成となっており、世田谷区において誤交付は発生しておりません。他自治体での誤交付は、政令指定都市用のシステムの不具合や、同社が開発した新しいシステムのための不具合などが原因であったと報告を受けております。

なお、総務省からの通知及び同社からの要請を受け、令和5年5月28日にシステムを停止し、点検を行いました。問題がないことを確認しております。また、点検後の令和5年6月28日にも他自治体で新たに誤交付が発生しました。当該自治体での誤交付の原因は、過去の修正プログラムの適用漏れであり、世田谷区では誤交付の原因となる修正プログラムの適用漏れがないことを確認しております。

報告は以上となります。

会長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして質問はありますでしょうか。

委員 幾つかありますけれども、まず1つ目は、今の資料の報告第361号の報告の中で、3ページ、5番目の令和4年度の住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策定期監査実施状況の丸ポチの2つ目のところに、端末機管理責任者の認識不足と統合端末の盗難防止措置漏れが改善していることを確認したというふうに、これは前年度のところでの指摘との関係なんです。おさらいする意味で、これは一体何がポイントとなってそういうことが起きたのか、それから、それがどういう手だてによって改善が行われたのか、そこをちょっと簡単に説明をしていただきたいと思います。

まとめて質問を申し上げたいと思います。2つ目は、ページでいくと8ページになりますけれども、マイナンバー諸問題についてという項目のところ。国のほうでも6月21日に例の総点検本部設置の記者会見が行われ、確か翌日の6月22日にも、これは世田谷区長からも記者会見で触れられた問題があったわけですが、前回の8月18日の時点でも、区内においては問題となるような事象は確認されていないという報告がされて、それをさらにちょっと調べ直しをした上で報告ということで、今日になったと思うんですけれども、その関係でちょっと教えてほしいんですが、ここに対象自治体数、つまり、点検対象とな

ったものがありますよと。その中で、全国では1,788のうち344自治体、東京都の中でも63の中で6自治体が対象でしたよということなんですが、1つは、世田谷区を含む23区のところ、世田谷区は該当しなかったということなんですけれども、23区ではほかにはないのかどうか。

それからもう一つは、この一番最後のところの誤交付についての問題の説明の中で、そのシステムの構成が異なっているんだよと。当区では誤交付は発生していない。その説明のところにも米印で、政令指定都市用のシステムのみ不具合、事業者が開発した新しいシステムのみ不具合ということで、その関係で世田谷区では旧システムを利用していたから、それは免れたという書きぶりなんですけれども、その政令指定都市のシステムで起こった不具合ということでもありますけれども、これが単にシステムのみ不具合ということで片づけられていいのかどうか、そこをちょっと確認したい。

それから、これは総務省から通知及び要請を受けてという(2)の2つ目の丸ポチのところ、この中で、令和5年5月28日にシステムを停止して点検を行い、問題がないことを確認したというふうに書かれています。ところで、国が総点検本部を立ち上げるようになったのは、今年6月21日なんですけど、それ以前に既に、国の総点検本部が設置される前に、問題をあらかじめ察知をして確認したという意味合いで受け止めていいのかどうか。

最後になりますけれども、修正プログラムの適用漏れがあったところが問題が起きたんだけれども、世田谷区においては、この修正プログラムの適用漏れがないことを確認しているという記載がありますけれども、これはどういう理由で記述をしたのか、その理由をちょっと説明いただきたいなど。

以上ですが、まとめてお願いできたらと思います。

住民記録・戸籍課長

まず、令和4年度住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策定期監査実施状況についての御質問でございます。端末管理責任者の認識不足とは何か、また盗難防止措置漏れとは何かという御質問と、それに対する対応策について御質問いただきました。

1点目の端末管理責任者の認識不足でございますが、令和3年度の監査におきまして、端末機管理責任者が誰であるか答えられない所属がありました。令和4年度の監査では、このような認識不足について改善されているとの評価をいただいております。監査で指摘された盗難防止措置漏れとは何かということでございますが、令和3年度の予備監査で、一部の所属で統合端末がワイヤーロックで固定されていない所属がありました。令和4年

度の監査では、盗難防止措置漏れがあった所属はありませんでした。

こちらに対する対応策でございますが、まず、端末管理責任者についてですけれども、全所属端末の管理者名簿というものを作成しておりますが、周知に当たって、監査で過去にこういうことがあったということも併せて周知をさせていただいているところでございます。また、安全対策につきましては、基本的なところでこのような指摘を受けてしまって大変申し訳なかったと思っております。こちらの安全対策等につきましては、研修等の機会を捉えまして注意喚起を徹底しているところでございます。

続きまして、コンビニの誤交付の関係の質問に先に答えてよろしいでしょうか。

委員 はい。

住民記録・戸籍課長 それでは、コンビニの誤交付についてお答えいたします。

まず政令都市誤交付の原因というところで、政令都市特有の不具合であったというふうに私のほうで説明をさせていただきました。それで片づけていいのかというところなんですけれども、こちらは富士通Japanのほうで内部の第三者機関、監査機関というものがあると伺っています。そちらで全ての自治体が使っているシステムについて、構造を全て最初から点検したというふうに報告を受けております。その中で、原因が政令都市特有のシステムということですが、もちろん世田谷区のシステムについても、富士通Japan内部の第三者機関において監査が実施されて、安全であるという報告を受けましたので、今回このような御報告とさせていただきました。

次に、令和5年5月にシステムを停止して点検を行ったけれども、一方で、総点検本部が6月21日に立ち上がったという時系列との関連性について御質問いただきました。こちらは6月21日より前に国から点検を求める旨の文書が来たことと、資料中に書いてございますとおり、富士通Japan本社からも要請が来たことから、停止、点検を実施したものでございます。

3点目ですけれども、修正プログラムの適用がきちんと確認をされているかという御質問をいただきました。先ほどの回答と重複いたしますが、富士通Japan株式会社のほうに世田谷からも要請いたしまして、本システム導入後、全てのプログラムの適用というのが過不足がなかったか、順番が正しかったかについて確認を求めています。その結果、問題がなかったという報告を受けておりました、それを受けて世田谷区のシステムは安全だという確認をさせていただいております。

住民記録・戸籍課からは以上でございます。

マイナンバー担当課長 では続きまして、マイナンバー担当課のほうからマイナンバーの総点検の結果で、23区の自治体の中での情報ということをお答えさせていただきます。

23区では大田区が点検対象となっております。この1区のみでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかに御質問はありますでしょうか。よろしいですか。 ないようでしたら、報告第361号を了解いたします。ありがとうございます。

報告第362号

会長 続きまして報告第362号になります。事務局であります区政情報課から説明をお願いいたします。

区政情報課長 続きまして、報告資料No. 2 - 1でございます。報告資料10ページになります。こちらを御覧ください。

報告第362号個人情報を取り扱う業務の審査の状況について、本年4月2日から8月31日までの審査分ということになってございます。こちらは、本年4月2日から8月31日までの期間に、各所管で外部委託、目的外利用、外部提供及びオンライン結合、システム導入について審査を行ったもののうち、要配慮個人情報、または条例要配慮個人情報を含むものについて御報告させていただくものでございます。

なお、要配慮個人情報とは、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った記述等で、個人情報保護法及び法施行令で定められております。また、条例要配慮個人情報とは、国籍、性的マイノリティの記述、ドメスティックバイオレンスについての記述で、世田谷区個人情報保護条例で定められております。

資料10ページの記書きの下になります、審査件数（審査基準別）でございます。（1）外部委託の審査基準につきまして、合計が35件、そのうち要配慮個人情報を取り扱うものが4件、条例要配慮個人情報を取り扱うものが4件でございました。

次の11ページに進みまして、（2）目的外利用の審査基準につきましてですが、合計が3件ございまして、そのうち要配慮個人情報を取り扱うものが1件、条例要配慮個人情報を取り扱うものが1件でございます。

（3）外部提供の審査基準につきまして、合計が17件、そのうち要配慮個人情報を取り扱うものが2件、条例要配慮個人情報を取り扱うものが2件でございます。

（4）オンライン結合・システム導入における審査基準につきまして、こちらが合計が

11件、そのうち要配慮個人情報を取り扱うものが3件、条例要配慮個人情報を取り扱うものが3件でございます。

続きまして資料12ページを御覧ください。資料No. 2 - 2になります。こちらの資料の12ページ以降には、それぞれの審査基準につきまして、要配慮個人情報、または条例要配慮個人情報を取り扱うものについて一覧を掲載しております。12ページが外部委託、13ページが目的外利用、14ページが外部提供、15ページはオンライン結合・システム導入、それぞれの一覧でございます。

個々の内容につきましては、こちらの表を御覧いただければと存じますが、前回いただきました御意見を踏まえまして、資料の一番右の欄に取り扱う条例要配慮個人情報の内容を記載しております。今回は御報告する案件の全てでドメスティックバイオレンスに関する情報を取り扱っております。案件によっては、国籍に関する情報を取り扱うものもあるという結果になってございます。

報告第362号に関する御説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして質問はありますでしょうか。

委員 前回8月18日のこの審議会の中でも出された様式での報告に関係して、私からも、区の条例要配慮個人情報の中身について、条例上、3つの項目があるんですが、その記載をという話をさせていただいたところ、このように詳しくというか、項目の一体何がポイントだったのか、何が論点だったのかについて書かれておりますので、その点は感謝をしたいと思います。ありがとうございました。

委員 今条例要配慮個人情報について項目があるということで分かりましたけれども、この内容のときに、条例ではない要配慮個人情報にもありということで書かれているんですけども、外部委託でしたら委託の内容とかを見ていると、規定されている要配慮個人情報のどれに当たるのかなと、ふと思いました。No. 1だけでも構いませんので、どのような要配慮個人情報がこれに触れたのかを教えてくださいということです。

質問は以上です。

区政情報課長 No. 1についてでございますけれども、こちらの要配慮個人情報につきましては、障害の有無、こちらのみになっているということでございます。

御説明のほうは以上です。

委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 表は合っているんですか、表自体が違っている。すみません、単なる確認です。

区政情報係長 お渡ししている表の要配慮個人情報の有無の部分については、間違いなく合っておりまして、障害の有無が法で定められている要配慮個人情報になりますので、そちらが含まれているということでございます。

会長 1番のところって、この表では国籍とありますが、この国籍は。

区政情報係長 そちらは条例要配慮個人情報なんですけれども、今、委員のほうから法に基づく要配慮個人情報で何が含まれているかという趣旨の御質問をいただいたと承知していますので、そちらの部分についてはこちらの表には記載はないんですけれども、法で定める要配慮個人情報として障害の有無が含まれているという回答でございました。

会長 失礼いたしました。ありがとうございます。

ほかに質問はありますでしょうか。大丈夫ですか。 ないようでしたら、報告第362号を了解いたしたいと存じます。

念のための確認ですけれども、今後の個人情報を取り扱う業務の審査状況については、このスタイルでいくというふうに考えてよろしいでしょうか。

区政情報課長 今のところそう考えておりますけれども、また改めて委員の皆様から何か御意見あればよりよいものとしていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長 了解いたしました。ありがとうございます。

では、これで審議事項、報告事項を終わりますけれども、審議事項4件につきましては全て継続審議になっておりますので、皆様方、この分厚い資料は捨てずに、そのまま次回審議会までお手元に置いていただけますようよろしくお願ひいたします。

では、次回日程につきまして事務局より説明をお願ひいたします。

区政情報課長 次回の日程でございますが、本日の会議次第にも記載しておりますとおり、第4回の審議会になりまして、12月15日金曜日午前10時からオンラインで開催を予定しております。

また、今回小委員会についてお話がございましたので、本日御指名された委員の皆様につきましては、お忙しいところ恐縮ではございますが、設定された小委員会のほうに御出席のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。小委員会につきましては、開催が近づいてまいりましたら通知等をお送りいたしますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

会長 委員の方々からはほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

では、事務局からもう1点御報告があるということですので、よろしくお願ひいたしま

す。

区政情報課長 ありがとうございます。ここで、当審議会の来期の体制につきまして、ちょっとお伝えをさせていただければと存じます。

本審議会は、今年度から改正個人情報保護法の施行に伴いまして、新制度にのっとり運用しておりますけれども、個別事案の審議を行わないことで案件数が少なくなっていることとすとか、審議会の開催回数も少なくなってきたということから、委員の皆様のご構成とすとか、委員の皆様の方数について見直しを検討する予定でございます。このことにつきましてには当審議会のみならず、区が有する附属機関に共通する全庁的な課題として、調査分析が行われると聞いております。

この見直しに当たっては、区長からは、審議会等には様々な区民団体の皆様から委員の推薦をしていただいているというところがありますが、団体の皆様の負担軽減を図る、そうした視点からも検討を行うように指示がございました。課題検討にお時間をいただきますけれども、その結果を区長に提言いたしまして、今後構成する委員の方々の要件とすとか、委員の方数につきまして、最適化が図れればと考えております。

つきましては、来期の審議会の体制について今後定める方針を委員の皆様にもお示しながら、来期についてもよりよい体制となりますよう取組を進めてまいります。どうぞ引き続きよろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

会長 承知いたしました。また、しかるべきタイミングで御報告、お知らせがあるかと思いますが、皆様方から何かこの時点で御要望というんでしょうか、御意見というんでしょうか、ありましたらお受けいたしますがいかがでしょうか。では、もしありましたら直接事務局のほうにお伝えいただければと思います。

3. 閉 会

会長 ないようでしたら、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。